

# 土壤汚染対策

環境局環境保全課 土壤担当

# 1 土壌汚染に係る最新動向

## 土壌汚染対策法改正の動き

### ▶ 令和6年6月 中央環境審議会に諮問

「今後の土壌汚染対策の在り方について」

- ・ 令和6年9月から令和8年1月にかけて計7回  
土壌制度小委員会が開催、審議されている



- ・ 令和8年春から秋頃 さらに複数回審議

令和8年冬頃(予定) 答申とりまとめ

令和9年春以降 法改正、施行の見込み

## 2 土壌汚染に係る手続

### (1) 事業所でまず整備・管理いただきたい情報

#### ▶ 有害物質の取扱状況

- ・ 特定有害物質等の使用履歴
- ・ 有害物質使用特定施設の有無  
(特定施設：水質汚濁防止法、下水道法)

#### ▶ すでに法、条例手続を実施した土地

- ・ 汚染が判明し、指定・公表されている土地  
法（形質変更時要届出区域、要措置区域）  
条例
- ・ 法第3条ただし書の土地  
(有害物質使用特定施設廃止に伴う調査が猶予されている土地)

## 2 土壌汚染に係る手続

### (2) 手続契機の案内（有害物質の取扱状況の観点から）

有害物質：特定有害物質等

第一種	クロロエチレン	第二種	カドミウム 及びその化合物	第三種	シマジン
	四塩化炭素		六価クロム化合物		チオベンカルブ
	1,2-ジクロロエタン		シアン化合物		チウラム
	1,1-ジクロロエチレン		水銀 及びその化合物		PCB
	1,2-ジクロロエチレン		アルキル水銀		有機りん化合物
	1,3-ジクロロプロペン		セレン 及びその化合物		ダイオキシン類 ← 条例のみ対象
	ジクロロメタン		鉛 及びその化合物		
	テトラクロロエチレン		砒素 及びその化合物		
	1,1,1-トリクロロエタン		ふっ素 及びその化合物		
	1,1,2-トリクロロエタン		ほう素 及びその化合物		
	トリクロロエチレン				
	ベンゼン				

## 2 土壌汚染に係る手続

### (2) 手続契機の案内（有害物質の取扱状況の観点から）

—事業所のパターン別に説明します—

①

有害物質使用  
特定施設が稼働中

② 有害物質の  
使用等履歴あり

③

有害物質の  
使用等履歴なし

## 2 土壌汚染に係る手続

### (2) 手続契機の案内（有害物質の取扱状況の観点から）

#### ▶ ① 有害物質使用特定施設が稼働中の事業所

有害物質使用特定施設の廃止	土壌汚染状況調査 ただし書(調査猶予)	法	第3条
一定規模以上の土地の形質変更 ▲900m <sup>2</sup>		法	第4条
工事等による敷地外への土壌搬出		条例	(搬出土壌調査)
事業所廃止、土地所有者変更等		条例	(詳細調査)

法と条例で重複する場合は、法が優先し条例は適用除外となる

## 2 土壌汚染に係る手続

### (2) 手続契機の案内（有害物質の取扱状況の観点から）

#### ▶ ② 有害物質の使用等履歴ありの事業所

一定規模以上の土地の形質変更 ▲3,000m <sup>2</sup> もしくは900m <sup>2</sup> （過去有害物質使用特定施設の廃止あり）	法	第4条
工事等による敷地外への土壌搬出	条例	(搬出土壌調査)
事業所廃止、土地所有者変更等	条例	(詳細調査)

法と条例で重複する場合は、法が優先し条例は適用除外となる

## 2 土壌汚染に係る手続

### (2) 手続契機の案内（有害物質の取扱状況の観点から）

#### ▶ ③ 有害物質の使用等履歴なしの事業所

一定規模以上の土地の形質変更 ▲3,000m <sup>2</sup> ※土壌汚染のおそれがない場合も、届出は必ず提出	法	第4条
土地所有者変更等 ※さらに過去の事業所含めて土壌汚染のおそれがない場合は手続不要	条例	(詳細調査)

法と条例で重複する場合は、法が優先し条例は適用除外となる

## 2 土壌汚染に係る手続

### (3) 手続契機の案内（すでに法、条例手続を実施した土地）

#### ▶ 法第3条ただし書の土地（調査が猶予されている土地）

- 900m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更
  - 形質変更の届出、調査命令、土壌汚染状況調査
- 土地の利用方法の変更
  - 確認の継続あるいは取消
- 土地所有者の変更
  - 承継の手続

## 2 土壌汚染に係る手続

### (3) 手続契機の案内（すでに法、条例手続を実施した土地）

#### ▶ 法、条例に基づく調査で土壌汚染が判明した土地

法：形質変更時要届出区域

条例

- 土地の形質の変更

→手続が必要

法：土地の形質の変更届出書  
汚染土壌の区域外搬出届出書

条例：汚染土壌等処理対策実施計画書

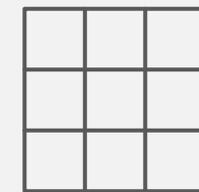
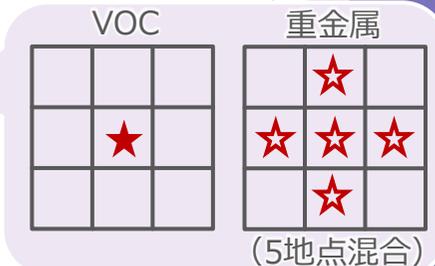
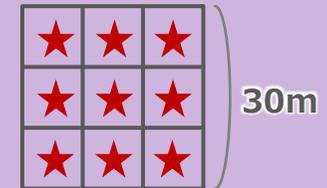
- 条例に基づき、残置する汚染土壌については管理が必要

# 3 有害物質取扱事業者向け情報

—はじめに— 汚染のおそれの区分について

汚染のおそれ	例
多い	有害物質を直接使っていた建屋下、配管下
少ない	事業範囲のうち、有害物質を使用していない建屋や駐車場など
なし	従業員用駐車場、福利厚生施設、緑地帯などの事業の用に供していない土地

調査地点イメージ  
(表層土壌調査)



### 3 有害物質取扱事業者向け情報

#### (1) 対象施設※の構造及び設備の点検記録の保存

※対象施設

平成24年6月1日以降に新設した水濁法の

**有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設**

- 水濁法の構造基準に適合
  - 点検が適切に行われ、有害物質を含む水が地下に浸透したおそれがないことを確認
- ➡ 当該施設に起因する土壤汚染が存在するおそれがない土地と認められる

(注)その他事業活動に起因する土壤汚染を考慮し結果的に「おそれが多い・少ない」土地に分類されることは十分考えられる

水濁法上の保管義務は3年間ですが土壤汚染のおそれの区分の分類において活用することが想定される場合は**延長保管**を！

### 3 有害物質取扱事業者向け情報

#### (2) 物理的なエリア分け等

(例) 特定有害物質を取扱う施設を含む建物と同一建物内  
⇒ 通常は汚染のおそれが多い

当該施設が設置された場所とは壁等により明確に区分されており、  
一連の生産プロセスを構成しておらず、かつ当該施設と繋がっている配管が存在しない(地中を含む)場所  
⇒ 汚染のおそれが少ない

特定有害物質を取扱う生産プロセスと関連しない区域、さらに事業の用に供しない土地について、壁やフェンスで区切るなど物理的なエリア分けを行うことで土壌汚染のリスクを抑え、土壌調査における汚染のおそれの区分レベルも下げることができます

ご清聴ありがとうございました